

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
規 則		
○特定都市河川浸水被害対策法施行細則……………	(河川砂防課)	34
告 示		
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………	(農業施設管理課)	39
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(調達課)	39
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		40
道立病院告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		41
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		42
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………		44

規	則
特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。 令和5年8月15日 北海道知事 鈴木直道	
北海道規則第63号 特定都市河川浸水被害対策法施行細則 (趣旨)	
第1条 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「法」という。)の施行については、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成16年政令第168号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。)及び北海道特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する基準を定める条例(令和5年北海道条例第32号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (計画説明書及びその添付図書)	
第2条 省令第16条第2項の計画説明書は、別記第1号様式の雨水浸透阻害行為に関する工	

事及び対策工事の計画説明書によるものとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付しなければならない。
(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第3条 省令第16条第1項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 省令第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。
(雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請書等)

第4条 法第37条第2項の申請書は、別記第2号様式の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書によるものとする。

2 法第37条第3項の規定による届出は、別記第3号様式の雨水浸透阻害行為変更届出書を提出して行うものとする。

3 法第37条第4項において準用する法第35条の協議は、別記第2号様式の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書を提出して行うものとする。

4 第1項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書のうち法第31条第1項各号に掲げる事項の変更(法第37条第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。
(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第5条 法第30条の許可(法第37条第1項の規定による許可を含む。以下この条、次条及び第9条において同じ。)を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を別記第4号様式の雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書により、知事に届け出なければならない。
(工程の終了の報告)

第6条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の3日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

(1) 地下に設けられる雨水貯留浸透施設の設置

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が指定する工程
(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第7条 省令第26条第1項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺2,500分の1以上のものに限る。） (2) 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺500分の1以上のものに限る。） (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書 （雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書） 第8条 省令第26条第2項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類 (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺2,500分の1以上のものに限る。） （雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付） 第9条 知事は、法第38条第2項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、別記第5号様式の雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証を法第30条の許可を受けた者に交付するものとする。 （標識の様式） 第10条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。 (1) 法第38条第3項の標識 別記第6号様式 (2) 法第41条第3項の標識 別記第7号様式 (3) 法第45条第1項の標識 別記第8号様式 (4) 法第54条第1項の標識 別記第9号様式 (5) 法第73条第3項の標識 別記第10号様式 （身分証明書の様式） 第11条 法第42条第2項及び第74条第2項に規定する身分を示す証明書は別記第11号様式によるものとし、法第77条第5項において準用する法第74条第2項に規定する身分を示す証明書は別記第12号様式によるものとする。 （書類の提出部数） 第12条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 別記第1号様式（第2条関係） <table><tr><td colspan="3">雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書</td></tr><tr><td>設計者（法人の場合は、主たる事務</td><td>住所</td><td>郵便番号</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>電話番号</td></tr></table>	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書			設計者（法人の場合は、主たる事務	住所	郵便番号			電話番号	<table><tr><td>所の所在地、名称及び代表者の氏名</td><td>氏名</td><td colspan="10"></td></tr><tr><td>雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</td><td colspan="11"></td></tr><tr><td>雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針</td><td colspan="11"></td></tr><tr><td rowspan="4">行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況</td><td>宅地</td><td>池沼</td><td>水路</td><td>ため池</td><td>道路 (法面無)</td><td>道路 (法面有)</td><td>鉄道線路 (法面無)</td><td>鉄道線路 (法面有)</td><td>飛行場 (法面無)</td><td>飛行場 (法面有)</td><td></td></tr><tr><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td></td></tr><tr><td>舗装された土地 (法面を除く。)</td><td>舗装された土地 (法面に限る。)</td><td>ゴルフ場</td><td>運動場</td><td>締め固められた土地</td><td>山地</td><td>植生に覆われた法面</td><td>林地・耕地・原野その他</td><td colspan="3">合計</td></tr><tr><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td colspan="3">m²</td></tr><tr><td rowspan="4">行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地利用計画</td><td>宅地</td><td>池沼</td><td>水路</td><td>ため池</td><td>道路 (法面無)</td><td>道路 (法面有)</td><td>鉄道線路 (法面無)</td><td>鉄道線路 (法面有)</td><td>飛行場 (法面無)</td><td>飛行場 (法面有)</td><td></td></tr><tr><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td></td></tr><tr><td>舗装された土地 (法面を除く。)</td><td>舗装された土地 (法面に限る。)</td><td>ゴルフ場</td><td>運動場</td><td>締め固められた土地</td><td>山地</td><td>植生に覆われた法面</td><td>林地・耕地・原野その他</td><td colspan="3">合計</td></tr><tr><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td>m²</td><td colspan="3">m²</td></tr><tr><td rowspan="4">対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画</td><td colspan="4">行為前の流出係数</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">行為後の流出係数</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">行為前の流出雨水量</td><td colspan="2">m³/秒</td><td colspan="4">行為後の流出雨水量</td><td colspan="2">m³/秒</td></tr><tr><td colspan="4" rowspan="2">雨水貯留浸透施設の計画</td><td colspan="2">名 称</td><td colspan="4">容量又は規模及び構造</td><td colspan="2">管理者 (帰属先)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>その他</td><td colspan="11"></td></tr></table> 注 「その他」の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。 別記第2号様式（第4条関係） 雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	所の所在地、名称及び代表者の氏名	氏名											雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称												雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針												行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数						行為後の流出係数						行為前の流出雨水量				m ³ /秒		行為後の流出雨水量				m ³ /秒		雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造				管理者 (帰属先)										その他											
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書																																																																																																																																																																																																	
設計者（法人の場合は、主たる事務	住所	郵便番号																																																																																																																																																																																															
		電話番号																																																																																																																																																																																															
所の所在地、名称及び代表者の氏名	氏名																																																																																																																																																																																																
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称																																																																																																																																																																																																	
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針																																																																																																																																																																																																	
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)																																																																																																																																																																																							
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²																																																																																																																																																																																							
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計																																																																																																																																																																																								
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²																																																																																																																																																																																								
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地利用計画	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面無)	道路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)																																																																																																																																																																																							
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²																																																																																																																																																																																							
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計																																																																																																																																																																																								
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²																																																																																																																																																																																								
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数						行為後の流出係数																																																																																																																																																																																										
	行為前の流出雨水量				m ³ /秒		行為後の流出雨水量				m ³ /秒																																																																																																																																																																																						
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造				管理者 (帰属先)																																																																																																																																																																																						
その他																																																																																																																																																																																																	

北海道知事 様

年 月 日

申請（協議）者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第1項
第37条第4項において準用する同法第35条の規定によ

り、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について許可を申請
に係る協議が成立した事項の変更について協議 します。

変更 に係る 事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
工事の計画の変更に伴い変更する事項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定日	年 月 日
その他必要な事項			
※受付番号		年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件			
※変更の許可番号		年 月 日 第 号	

注1 「変更に係る事項」の欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。

2 「その他必要な事項」の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行

うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

3 ※印のある欄は、記載しないこと。

別記第3号様式（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更 に係る 事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
対策工事の完了予定日	変更後	年 月 日	
	変更前	年 月 日	
変更の理由			
その他必要な事項			

別記第4号様式（第5条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
電話番号		氏 名	
特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので、届け出ます。			
雨水浸透阻害行為に関する工事の着手日		年 月 日	
対策工事の着手（予定）日		年 月 日	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
工 事 施 工 者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先	（電話番号）	
	現場管理者の氏名		
別記第5号様式（第9条関係）			
雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証			
第 号			
年 月 日			
様			
北海道知事 印			
次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。			
許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
許可を受けた者 （法人にあっては、	住 所		

別記第6号様式（第10条関係）	
← 60センチメートル →	
雨 水 貯 留 浸 透 施 設	
北海道	
施設の名称	
検査済証番号	
施設の容量又は規模及び構造の概要	
北海道知事の許可を要する行為	
施設の管理者及びその連絡先	
標識の設置者及びその連絡先	
○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。	
注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は、知事が指定する大きさとする事ができる。	
別記第7号様式（第10条関係）	
特定都市河川浸水被害対策法による命令 （雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示	
命令を受けた者の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年 月 日付 けで を命じた。	
年 月 日	
北海道知事	
別記第8号様式（第10条関係）	

← 60センチメートル →

保 全 調 整 池

北海道

名称

指定番号

容量及び構造の概要

北海道知事への届出を要する行為

保全調整池の管理者及びその連絡先

標識の設置者及びその連絡先

○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は、知事が指定する大きさとする事ができる。

別記第9号様式（第10条関係）

← 60センチメートル →

貯 留 機 能 保 全 区 域

北海道

名称

指定番号

位置

貯留機能保全区域の管理者及び連絡先

標識の設置者及びその連絡先

○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は、知事が指定する大きさとする事ができる。

別記第10号様式（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令

（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第73条第1項の規定により、 年 月 日付
けで を命じた。

年 月 日

北海道知事

別記第11号様式（第11条関係）

（表）

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

交付年月日 年 月 日

北海道知事 印

（裏）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建

築行為に関する工事の状況を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 別記第12号様式（第11条関係） (表) 第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第77条第1項の規定により測量又は調査のための土地の立入り等を行うことができる者であることを証明する。 交付年月日 年 月 日 北海道知事 印 (裏) 特定都市河川浸水被害対策法（抜粋） (立入検査) 第74条（略） 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (測量又は調査のための土地の立入り等) 第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。 2～4（略） 5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。	北海道知事 鈴木直道 理事・監事の別氏名住所 変更前変更後 監事 岩中茂美 石狩郡当別町字中小屋2039番地3 江別市東野幌本町25番地の2 ヴィラパーク101号室 北海道告示第401号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年8月15日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 ア 入札番号1 9台及び1月当たり276,645枚 イ 入札番号2 6台及び1月当たり268,128枚 2 落札を決定した日 令和5年7月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(2)のア ア 氏名 キヤノンシステムアンドサポート株式会社 イ 住所 東京都港区港南2丁目16番6号 (2) 1の(2)のイ ア 氏名 大丸株式会社 イ 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 (1) 1の(2)のア ア 基本料金（9台分1月当たり） 0円 イ 複写料金（1枚当たりの単価） 0円77銭 (2) 1の(2)のイ ア 基本料金（6台分1月当たり） 40,200円（1台当たり6,700円） イ 複写料金（1枚当たりの単価） 0円60銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告
---	---

令和5年6月16日付け北海道告示第321号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	ア 申 請 の 時 期 令和5年8月15日（火）から同年9月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第78号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達発注は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年8月15日 北海道胆振総合振興局長 関 俊 一 1 入札に付する事項 (1) 調達発注をする物品等の名称及び数量 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台及び貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。） (2) 調達発注をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 日 令和6年3月28日（木） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達発注をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達発注をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道胆振総合振興局総務課需品係 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階北海道胆振総合振興局3階大会議室C（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係） (2) 入 札 日 時 令和5年9月27日（水）午前11時（送付による場合は、同月26日（火）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の特定調達契約に関する事項 (1) この契約による調達発注において調達が発注される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 ア 名 称 及 び 数 量 自動車の交換契約 1台 イ 予 定 時 期 令和5年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和5年5月10日付け北海道胆振総合振興局告示第66号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、	

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道胆振総合振興局のホームページ（https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukoku.html）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(3)、(4)、(7)、(8)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 (3) 電 話 番 号 0143-24-9565 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., September 27, 2023 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., September 26, 2023) C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan Phone : 0143-24-9565	電子カルテシステム等院内情報システム及び関連機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） ア 電子カルテ・医事会計システム 一式 イ 放射線部門システム（RIS） 一式 ウ 地域連携システム 一式 エ 検査システム（検体検査、細菌検査、輸血検査） 一式 オ 健診システム 一式 カ リハビリ支援システム 一式 キ 生理検査システム 一式 ク 外来表示システム 一式 ケ 透析通信システム 一式 コ 看護勤務割システム 一式 サ 文書作成支援システム（MEDI-Papyrus） 一式 シ 看護支援システム（ケアネット） 一式 ス 病棟看護モバイルシステム（PocketChart・HRジョイント） 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 令和6年3月1日から令和11年2月29日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 機器の選定に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した書類を提出すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
道 立 病 院 告 示 北海道立江差病院告示第32号 次のとおり一般競争入札を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年8月15日 北海道立江差病院長 伊 藤 靖 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量	

ア 申請の時期 令和5年8月15日（火）から同年9月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043-0022 檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道立江差病院総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 檜山郡江差町字伏木戸町484番地 北海道立江差病院1階リハビリカンファレンス室 (2) 入札日時 令和5年9月26日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月25日（月）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道立江差病院のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/esb/nyusatu7.html）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、	次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道立江差病院総務課 (2) 所在地 郵便番号 043-0022 檜山郡江差町字伏木戸町484番地 (3) 電話番号 0139-52-0036 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Hospital information systems and related equipments 1 set a Electronic health record and medical accounting system 1 set b Radiology information system 1 set c Assisting cooperation of local health care management system 1 set d Clinical examination system 1 set e Health checkup system 1 set f Rehabilitation work support system 1 set g Physiological laboratory test management system 1 set h Outpatient progress guidance system 1 set i Dialysis management system 1 set j Nursing staff work schedule sheet creating system 1 set k Document creation support system 1 set l Nursing support system 1 set m Ward Nursing Mobile System 1 set B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., September 26, 2023 (If mailed, bids must arrive no later than September 25, 2023) C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Esashi hospital, Aza Fushikido-cho 484, Esashi-cho, Hiyama-gun, Hokkaido 043-0022 Japan Phone : 0139-52-0036
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第469号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和5年8月15日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘	

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 重油（JIS 1 種 1 号）（1 リットル当たりの単価）

イ 調達予定数量 322,000 リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

ア 北海道警察本部庁舎

イ 北海道警察本部航空隊庁舎

ウ 北海道警察本部札幌運転免許試験場庁舎

エ 北海道札幌方面西警察署庁舎

オ 北海道札幌方面南警察署庁舎

カ 北海道札幌方面北警察署庁舎

キ 北海道札幌方面白石警察署庁舎

ク 北海道札幌方面手稲警察署庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和 5 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 5 年 8 月 15 日（火）から同年 9 月 15 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和 5 年 9 月 26 日（火）午後 1 時 30 分（送付による場合は、同月 25 日（月）午後 5 時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成 16 年北海道告示第 448 号の 1 の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 重油（JIS 1 種 1 号） 33,000 リットル

(2) 予定時期 令和 6 年 2 月頃（入札期日の前日から起算して 24 日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4 に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量 50 グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成 16 年北海道告示第 448 号の 2 の(2)のウ及び 3 の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成 16 年北海道告示第 448 号の 4 の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2242 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter : Fuel oil A (JIS class 1, No.1) 322,000 liters B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 26, 2023 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 25, 2023) C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2242 北海道警察本部告示第470号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年8月15日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 1 落札に係る物品等の名称及び数量 放置駐車違反管理システム用サーバ装置等の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 令和5年7月31日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号 4 落札金額 1,944,415円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年6月2日付け北海道警察本部告示第317号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第471号	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年8月15日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 1 落札に係る物品等の名称及び数量 交通パトカー（車載式速度測定装置搭載車） 6台 2 落札を決定した日 令和5年7月31日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 札幌日産自動車株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区大通西17丁目1番地23 4 落札金額 46,464,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年6月20日付け北海道警察本部告示第349号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
--	---